

わが国の感作性物質の分類基準の改定と再分類によ る感作性物質リスト

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2011-04-27
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 佐藤, 一博, 日下, 幸則, 青山, 公治, 上田, 厚, 原田,
	幸一, 大槻, 剛巳, 柴田, 英治, 竹下, 達也, 山下, 邦彦, 土橋,
	邦生, 皆本, 景子, 梅村, 朋弘, 田村, 太朗, 宮川, 宗之, 鹿庭,
	正昭, 吉田, 倫子
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/3183

平成20年度厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業) 分担研究報告1

我国の感作性物質の分類基準の改定と再分類による感作性物質リスト

分担研究者 佐藤一博(福井大学医学部環境保健学)

主任研究者 日下幸則(福井大学医学部環境保健学)

分担研究者 青山公治 (鹿児島大学医学部衛生学)

分担研究者 上田 厚(熊本大学医学部衛生学)

分担研究者 原田幸一(熊本大学医学部保健学科)

分担研究者 大槻剛己(川崎医科大学医学部衛生学)

分担研究者 柴田英治 (愛知医科大学医学部衛生学)

分担研究者 竹下達也(和歌山県立大学医学部衛生学)

分担研究者 山下邦彦 (ダイセル化学工業(株)評価解析センター)

分担研究者 土橋邦生 (群馬大学医学部保健学科)

分担研究者 佐藤一博(福井大学医学部環境保健学)

分担研究者 皆本景子(熊本大学医学部衛生学)

分担研究者 梅村朋弘(福井大学医学部環境保健学)

分担研究者 田村太朗(福井大学医学部環境保健学)

研究協力者 宮川宗之(労働安全衛生総合研究所)

研究協力者 鹿庭正昭(国立医薬品食品衛生研究所)

研究協力者 吉田倫子(熊本大学医学部衛生学)

研究要旨:

我国の感作性物質の分類基準は、皮膚気道感作性物質とも動物実験の結果を考慮していない。しかし、感作性についての動物実験の精度は高くなっており、ヒトの感作性と定性的だけでなく定量的にも相関が見られるようになってきた。

そこで、アメリカ ACGIH・ドイツ学術振興協会(DFG)の MAK 委員会・ヨーロッパ共同体(EU)の ECB・ドイツの皮膚科医等が作成した分類基準を班員が班会議を重ね、我国に適合した感作性物質分類基準を作成した。これを用いて既に公表されている感作性物質リストの物質を再分類してみた。この結果を感作性物質リストとともに来年度公表する予定である。

A. 研究目的

我国の感作性物質の分類基準は、皮膚気 道感作性物質とも動物実験の結果を考慮し ていない。しかし、感作性についての動物 実験の精度は高くなっており、世界的にも ヒトの感作性の分類基準に取り入れられる ようになってきた。

ヒトにおける疫学研究および症例報告の 情報を基に化学物質を二群に分類してきた。 これは、ヒトへの感作性を問題にした場合 に極めて直接的な分類根拠であり、動物実 験の結果の取り扱いにおいて常に問題とな る、ヒトへの外挿の不確実性を考慮する必 要がなく、簡便で合理的な分類基準である。 しかしながら、一方で近年の動物を用いる 試験手法は大きな進歩をとげた。たとえば 皮膚感作性に関しては、Local Lymph Node Assay(LLNA)法が独立した皮膚感作性試 験手法として OECD(OECD No.429)に採 択された。また、それにより明らかになっ てきたヒトでの試験結果との相関に関する 報告をみた場合、限られた物質のデータで はあるが、動物実験の結果とヒトの結果に、 従来の定性的相関に加え、定量的相関もあ ることが示唆されている。更に、原理の異 なる複数の試験手法が確立されたことによ り、ひとつの化学物質に対して、多面的な 考察を行うことも可能となった。一方、呼 吸器感作性に関しては、これまでのところ 公的に認められた、確立した試験手法はな い。しかしながら、過去に報告された論文 を調査した結果、卵白アルブミン(OVA)を 用いたモデルが多い中で、ヒトにおいて呼 吸器感作性が報告されている無水トリメリ ット酸(TMA)やトルエンジイソシアネート (TDI)等を用いた検討も多くなされており、

動物においてもそれらの呼吸器アレルギー 反応が検出されている。皮膚感作性試験と 比較して、評価された物質の種類が少なく、 比較しうるヒトでの情報も少ないことから、 現時点で評価に値する試験手法を限定する ことはできないが、逆にすべてを棄却する ことも適当ではないと判断した。即ち、皮 膚感作性および呼吸器感作性のいずれにお いても、化学物質のヒトに対する感作性を、 動物実験の結果をもとに予測することは、 科学的にみて十分根拠があり、労働災害の 予防の立場からも望ましいと判断した。

感作性物質分類基準及び分類リストを改 訂することにした。

一日本産業衛生学会許容濃度等委員会の感 作性分類基準 1)-

IV. 感作性物質

感作性物質を、反応の場としての気道と 皮膚に分けて基準を設け、「人間に対して明 らかに感作性がある物質(第1群)」と、

「人間に対しておそらく感作性があると考えられる物質(第2群)」に分類する。第1 群及び第2群の分類の基準は、以下のごとくである。

なお、感作性のある物質の許容濃度の勧告にあたっては、労働者の感作の予防、または感作成立後の感作反応の発生予防が、必ずしも考慮されていないことに注意すること。

1. 気道感作性物質

第1群

- ① 曝露状況、呼吸器症状、特異抗体およびアレルギー素因との関連を明確に示した疫学的研究があるとともに、
- ② 呼吸器症状の有症者としての下記

の条件のいずれかを満たす症例研 究が、異なる研究機関から報告され ていること。

- 1. 曝露と呼吸器症状との間に関連性 があると同時に、同物質に対する 特異抗体が検出されるか、皮内試 験が陽性反応を示すこと。
- 2. 曝露と呼吸器症状との間に関連性があると同時に、特異的吸入誘発試験で陽性反応を呈すること。但し、それが非アレルギー反応でないことを間接的にでも支持する証拠があること。

第2群

上記に準ずるものであるが、疫学 的研究では、必ずしも明確にされ ていない物質。

2. 皮膚感作性物質

第1群

- ① 曝露状況、接触皮膚炎症状およびパッチテスト(皮膚貼付試験)との関連性を明確に示した疫学的研究があり、かつ、
- ② 皮膚炎症状とパッチテストとの関係を検討あいた症例研究が異なる研究機関から報告されていること。 実施されたパッチテストは、対照を設けた適切な方法のものであること。

第2群

上記に準ずるものであるが、疫学的研究 は必ずしも明確にされていない物質。

一現在の我国の感作性物質リストー 気道

第1群 (11)

グルタルアルデヒド、ヘキサン-1,6-ジイソ

シアネート、コバルト、ベリリウム、コロホニウム (ロジン)、無水トリメット酸、ジフェニルメタン・4,4'・ジイソシアネート (MDI)、無水フタル酸、トルエンジイソシアネート(TDI)、メチルテトラヒドロ無水フタル酸、白金

第2群(7)

エチレンジアミン、ホルムアルデヒド、 クロム、メタクリル酸メチル、ニッケル、 無水マレイン酸、ピペラジン

皮膚

第1群(14)

エチレンジアミン、ニッケル、クロム、 白 金 、 グ ル タ ル ア ル デ ヒ ド 、 o・, m・, p・フェニレンジアミン、コバルト、 ホルムアルデヒド、コロホニウム(ロジン)、 水銀、ロジウム、チウラム#

第2群(18)

アクリル酸ブチル、アクリル酸メチル、 エ チレンオキシド、過酸化ジベンゾイル、ジ クロロプロパン、テレビン油、トルエンジ イソシアネート(TDI)、銅、ヒドラジン、ヒ ドロキノン、フタル酸ジブチル、ベリリウ ム、ベンゾフラン、ポリ塩化ビニル、レゾ ルシノール、メタクリル酸メチル、無水マ レイン酸、ヨウ素

B. 研究方法

国際調和分類基準 (GHS) の感作性の分類基準、ドイツ学術振興協会(DFG)のMAK(許容濃度委員会)の分類基準、ヨーロッパ共同体(EU)の ECB の基準、ドイツの皮膚科医等による基準、アメリカ ACGIH (米国産業衛生専門官会議) によるそれぞ

れ感作性の分類基準を考察し、班会議により、我国に適応した感作性の分類基準を作成し、感作性物質リストの物質も再分類することにした。

1.国際調和分類基準 (GHS) の感作性分類 基準 ²⁾

感作性物質の分類基準に動物実験の結果を取り入れており、皮膚感作性に関しては、ヒトの報告よりも、扱いやすさと再現性か動物実験の報告の方が優れているとしている。但し、気道感作性に関しては確立した(OECDで承認された)動物実験が無いためそれのみでは気道感作性物質には挙げられていない。

2. ドイツ MAK (許容濃度委員会) の分 類基準 ³⁾

感作性物質を Sufficient, 2. Probable,

- 3. Not sufficient の 3 つのカテゴリーに分類していて 1,2 を感作性物質に挙げているが、
- 3.も必ずしも除外せず考慮するとしている。

1. Sufficient

①曝露と感作症状の明確な多機関により 多数の症例疫学的報告があること。

②皮膚感作の場合、適切なガイドラインに基づく動物実験による場合であること。 adjuvant を使用しない複数の適切な動物 実験の陽性結果のみで'Sufficient evidence' としている。皮膚感作の評価は動物実験が 優れている、としている。

2. Probable

①曝露と感作症状の明確な複数の症例報告や疫学的報告が、一機関だけによる場合。

② 皮膚感作の場合、adjuvant を使用した複数の適切な動物実験の陽性結果のみの

場合。

3. Not sufficiently, but also not excluded

一方、気道感作の動物実験のみの報告は、 承認されたガイドラインに基づく動物実験 がないので、原則感作性物質(1と2)には 挙げていない。一例の症例報告も感作性物 質に挙げていない。

3. ヨーロッパ共同体(EU)の ECB の基準 4)

ECB (European Chemical Bureau, Ispra, Italy, EU)は、ヒトでの報告・ 疫学 データ以外にも、適切な動物実験陽性結果のみでも、気道感作 R42 や皮膚感作 R43を付けている。

適切な気道感作の動物実験として、IgE 測定やモルモットにおける特異的気道反応 の動物実験とある。ただし、根拠論文は一 切引用されていない。

4. ドイツの皮膚科医等による基準 5)

ドイツの皮膚科医等 34 人の専門家が 16 年間 34 回の委員会を開催し、皮膚感作性の 分類基準とともに 244 皮膚感作性物質を報 告している(Schlede E et. al,

Toxicology 193, 219-239, 2003).

Category A:significant contact alergen

しばしばヒトにおいて、陽性報告のある 皮膚感作性物質で、集団において 1%以上 が陽性反応を示す物質。動物実験も考慮す る。

Category B:solid-based indications for contact allergen

比較的まれに、ヒトにおいて陽性報告の ある皮膚感作性物質で、集団において陽性 報告が 1%未満の物質。動物実験も考慮する。 Category C:insignificant or questionable

contact allergen

ヒトでの報告がほとんどない場合や、単に動物実験の陽性結果のみの場合、Category C に分類している。

A, B, C とも感作性物質として挙げている。

5. アメリカの ACGIH の基準 6)

ACGIH (米国産業衛生専門官会議)の感作性物質の符号である'SEN'は、①皮膚か気道か、あるいはヒトか動物かによる報告の区別を明記していないし、②根拠論文は元の Documentation まで辿ればあるが個別に根拠論文は挙げられていない。

以上の世界の分類基準を踏まえ、我国に 適合した動物実験の結果を取り入れた感作 性物質の分類基準を作成した。

C. 研究結果

感作性物質の分類基準(案)

[感作性物質の定義]

気道感作性物質とは、その物質の吸入 によりアレルギー性呼吸器疾患*を誘発 する物質とする。

皮膚感作性物質とは、その物質との皮 膚接触によりアレルギー性皮膚反応を誘 発する物質とする。

*鼻炎、喘息、過敏性肺臓炎、好酸球性肺炎等、アレルギーの関与が考えられる疾患

[感作性物質の分類]

感作性物質を、反応の場としての気道と 皮膚に分けて基準を設け、「人間に対して明 らかに感作性がある物質 (第1群)」、「人間 に対しておそらく感作性があると考えられ る物質 (第2群)」第1群、第2群の分類の 基準は、以下のごとくである。

[許容濃度]

感作性のある物質の許容濃度の数値を勧告するにあたっては、労働者の感作の予防、または感作成立後の感作反応の発生予防が、必ずしも考慮されていないことに注意すること。

1. 気道感作性物質

第1群 人間に対して明らかに感作性がある物質

(判断基準)

呼吸器症状と曝露歴(職歴)が密接な関連性があると同時に、抗原特異的誘発試験(環境誘発試験)による陽性反応、血清学的陽性反応、または皮膚試験の陽性反応のうち、いずれかひとつを満たす症例研究が、異なる機関から報告されている。かつ、呼吸器症状と曝露歴(職歴)との関連性を明確に示した適切な疫学的研究があること。

第2群 人間に対しておそらく感作性があると考えられる物質

(判断基準)

(1)上記に準ずるものであるが、疫学的研究では、必ずしも明確にされていない物質。

<または>

- (2) 異なる機関から以下の条件をすべ て満たす気道感作性の動物実験において陽 性の報告があること。
- (i) 感作および惹起方法は、吸入、鼻投 与、気管投与のうちのいずれかであること
- (ii) 惹起反応の検出項目は、気管支肺胞 洗浄またはそれに代わる手法による細胞分 画および病理組織学的検索を実施しており、 さらに呼吸機能、抗体産生あるいはサイト カイン解析のうちのいずれかひとつを実施

していること

- (iii) 陰性対照として、少なくとも惹起の み群と感作のみ群の両群を設定しているこ レ
- (iv) 陽性対照として、トルエンジイソシ アネートまたは無水トリメリット酸などを 実験に組み入れていること

くまたは>

(3) 単独の機関による上記試験((i)~(iv)) につき陽性の報告があり、本条件 ((i)~(iv)) に該当しないが適切な感作性試験法による感作性の陽性の報告がいずれかの機関からすでにあること。

本条件((i)~(iv))を満たす試験法で 陽性と判断されないことは、当該化学物質 に気道感作性がないことと必ずしも同義で はない。

2. 皮膚感作性物質

第1群 人間に対して明らかに感作性がある物質

(判断基準)

(1)皮膚炎症状とパッチテストとの関係を検討した症例研究が異なる機関から2つ以上報告されていること。かつ、曝露状況、接触皮膚炎症状およびパッチテスト(皮膚貼付試験)との関連性を明確に示した疫学的研究があること。実施されたパッチテストは、対照を設けた適切な方法のものであること。

<または>

(2)複数の症例研究はあるが、疫学的研究は必ずしも明確にされていない物質で、かつ当該物質に関し第2群に示した動物試験で陽性の結果がひとつでもある場合。 第2群 人間に対しておそらく感作性があると考えられる物質

(判断基準)

(1)上記第1群の基準に準ずるものであり、複数の症例研究はあるが疫学的研究は 必ずしも明確にされていない物質。

<または>

(2) 適当な皮膚感作性の動物実験 (OECD Guideline 406: モルモットを用いた Magnuson と Kligman の Guinea・Pig Maximization test (GPMT)、 Buehler test。もしくは OECD Guideline 429: マウスを用いた Local Lymph Node Assay(LLNA)) による陽性の報告があり、各試験における試験結果が以下の基準を満たすこと。

GPMT test : 陽性率が 30%以上であること

Buehler test : 陽性率が 15%以上である こと

LLNA : 試験結果に濃度依存性があり、 Stimulation Index (SI)値が3以上であるこ と

*尚、上記以外の試験でも、科学的根拠が示され、今後十分に妥当性が示された場合は 考慮する。

以上の分類基準に基づいて我国の感作性 物質リストを再分類した。

感作性物質リストの改訂(案)

気道

第1群

グルタルアルデヒド、ヘキサン・1,6・ジイア オシアネート、コバルト*、ベリリウム*、 コロホニウム(ロジン)、無水トリメット酸、 ジフェニルメタン・4・4・ジイソシアネート (MDI)、無水フタル酸、トルエンジイソシ アネート(TDI)、メチルテトラヒドロ無水フ タル酸、白金*

第2群

エチレンジアミン、ホルムアルデヒド、クロム*、メタクリル酸メチル、ニッケル*、 無水マレイン酸、ピペラジン

皮膚

第1群

エチレンジアミンン、二ッケル*、クロム*、 白 金 * 、 グ ル タ ル ア ル デ ヒ ド 、 p·フェニレンジアミン、コバルト*、 ホ ル ム ア ル デ ヒ ド 、 水 銀 * 、 ロ ジ ウ ム * 、 チ ウ ラ ム ‡ 、 過酸化ジベンゾイル、テレビン油、 トルエンジイソシアネート(TDI)、ヒドラジ ン*、ヒドロキノン、ベリリウム*、 レゾルシノール、メタクリル酸メチル、 無水マレイン酸、コロホニウム (ロジン)

第2群

アクリル酸ブチル、フタル酸ジブチル、 アクリル酸メチル、ベンゾフラン*2、エチ レンオキシド、ウスニック酸 2、ジクロロプ ロ パン 、 ポ リ 塩 化 ビ ニ ル 3 、 銅 * 、 ヨウ素*、m·フェニレンジアミン、o·フェニ レンジアミン

1998 年に提案された感作性物質と、それ 以降に提案された感作性物質をの上記の 分類基準で見直したものであり、全物質を 見直したリストではない。

*当該物質自体ないしその化合物を示すが、 感作性に関与するすべての物質が同定され ているわけではない。

#暫定値

2 ベンゾフラン関連化合物のウスニツク酸 につき、感作性物質分類基準(改)に基づ き分類 3 ポリ塩化ビニル(PVC)には皮膚感作性はない。但し、可塑剤由来の化合物によるアレルギー性皮膚炎の報告がある。可塑剤による接触じんましんの報告がある。

D. 考察

以上の感作性分類基準は、皮膚感作性物質・呼吸器感作性物質の分類基準とも根拠として動物実験の結果を取り入れおり、世界的に見ても進んだ分類基準となっている。

E. 結論

以上の我国の新しい感作性分類基準と分類リストを公表する予定である。

F. 引用文献

- 1) 日本産業衛生学会許容濃度等委員会: 許容 濃 度 の 勧 告 (2008). 産 衛 誌 49(3):157-182, 2008
- Globally harmonized system of classification and labeling of chemicals (GHS). 2nd rev. UN, New York and Geneva,2007
- List of MAK and BAT Values 2007.
 Report No.43 Weinheim: Willey-VCH, 2007
- 4) http://ecb.jrc.it/classification-labelling/
- 5) Schlede E, Aberer W, Fuchs T, Gerner I et al. Chemical substances and contact allergy-244 subbstances ranked according to allergenic potency. Toxcology 193: 219-259, 2003
- American Conference of Governmental Industrial Hygienists. 2007 TLV[®] and BEI[®]. Cincinnati, ACGIH, 2007